

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例について、その適用を受けることができる課税石油ガスであることを明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとする。(第9条の2関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成30年4月1日から施行することとする。(附則関係)